

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（○ ○）第● ●号 更正の請求拒否通知処分取消請求上告
受理申立事件

国側当事者・佐伯税務署長

平成21年3月23日不受理・確定

（第一審・大分地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成18年2月13日判決、本資料25
6号－52・順号10312）

（控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成19年5月9日判決、本資料257
号－99・順号10708）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

平成21年3月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

当事者目録

申立人	佐伯税務署長 後藤 一誠
同指定代理人	貝阿彌 誠ほか
相手方	A株式会社
同代表者代表取締役	丁
同訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎